

## 生駒市規則第 1 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 1 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 1 2 月生駒市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 2 7 年 1 2 月生駒市条例 3 5 号。以下」を「平成 2 7 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号。別表を除き、以下」に改める。

第 2 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

第 3 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年 1 0 月生駒市条例第 2 7 号）

第 3 条に規定する助成金の支給に関する事務

(2) 生駒市子ども医療費助成条例第 4 条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの

ア 生駒市子ども医療費助成条例施行規則（平成 1 7 年 7 月生駒市規則第 1 9 号）第 3 条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

イ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第 4 条の規定による交付に関する事務

ウ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第 6 条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

エ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生駒市子ども医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務

(5) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務

(6) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

(7) 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備に関する事務

第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付決定通知書及び給付券の交付に関する事務

(3) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付に関する事務

(4) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付の範囲に係る審査等に関する事務

(5) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付内容の変更に関する事務

(6) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における給付台帳に関する事務

(7) 小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業における用具の給付に要した費用の返還に関する事務

第6条から第10条までを次のように改める。

第6条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）  
第3条に規定する助成金の支給に関する事務

(2) 生駒市心身障害者医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務  
であって次に掲げるもの

ア 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成17年7月生駒市規則第22号）第3条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

イ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第4条の規定による交付に関する事務

ウ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

エ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生駒市心身障害者医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務

(5) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務

(6) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

(7) 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備

に関する事務

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第39号）第3条に規定する助成金の支給に関する事務
- (2) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条に規定する助成金の受給資格の認定に関する事務であって次に掲げるもの
  - ア 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月生駒市規則第30号）第2条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
  - イ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条の規定による通知に関する事務
  - ウ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第4条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第6条の規定による助成金の返還に関する事務
- (5) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第7条の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (6) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条に規定する台帳の整備に関する事務

第8条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療費の受給資格証の交付若しくは更新又は受給資格の認定若しくは更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療費の受給資格証又は受給資格認定通知書の交付に関する事務
- (3) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の支給に関する事務
- (4) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成の範囲に係る審査等に関する事務
- (5) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格者台帳の整備に関する事務
- (7) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の返還に関する事務
- (8) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業のうち日常生活用具給付事業に関する事務であって次に掲げるもの
  - ア 用具の給付申請に係る事実についての審査に関する事務
  - イ 用具の給付決定通知書及び給付券の交付に関する事務
  - ウ 用具の給付に関する事務
  - エ 用具の給付の範囲に係る審査等に関する事務
  - オ 用具の給付内容の変更に関する事務
  - カ 給付管理台帳の整備に関する事務
  - キ 用具の給付に要した費用の返還に関する事務

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業のうち移動支援事業、訪問入浴サービス及び日中一時支援事業（以下「各種支援事業」という。）に関する事務であって次に掲げるもの

- ア 各種支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務
- イ 各種支援事業の利用決定通知書及び受給者証の交付に関する事務
- ウ 事業費の支給に関する事務
- エ 事業費の支給の範囲に係る審査等に関する事務
- オ 各種支援事業の利用内容の変更に関する事務
- カ 支給管理台帳の整備に関する事務
- キ 事業費の返還に関する事務

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業のうち自動車免許取得費及び自動車改造費の助成事業に関する事務であって次に掲げるもの

- ア 助成金の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- イ 助成金交付決定通知書の交付に関する事務
- ウ 助成金の交付に関する事務
- エ 助成金の交付の範囲に係る審査等に関する事務
- オ 助成内容の変更に関する事務
- カ 支給管理台帳の整備に関する事務
- キ 助成金の返還に関する事務

第10条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業における助成金の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して

補聴器の購入費を助成する事業における助成金交付決定通知書の交付に関する事務

- (3) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業における助成金の交付に関する事務
- (4) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業における助成台帳の整備に関する事務
- (5) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業における助成金の返還に関する事務

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

第11条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等が低所得の要介護者、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における社会福祉法人等利用者負担軽減の対象確認申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 社会福祉法人等が低所得の要介護者等に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における社会福祉法人等利用者負担軽減の対象決定通知書及び確認証の交付に関する事務
- (3) 社会福祉法人等が低所得の要介護者等に対して介護保険サービスの利用者負担額を軽減する事業における軽減額の返還に関する事務

第12条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の受給申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の支給の認定に関する事務

- (3) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の支給に関する事務
- (4) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の支給の停止に関する事務
- (5) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業における就学援助費の返還に関する事務

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	生駒市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若し



		<p>くは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)、生駒市中心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。)又は精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する情報(以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。)</p>
2 市長	<p>小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業に関する事務</p>	<p>医療保険給付関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援に関する情報(以下「障害児通所支援関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報</p>
3 市長	<p>生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務</p>	<p>医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生駒市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)、心身障害者医療費</p>

		助成関係情報、生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。)又は精神障害者医療費助成関係情報
4 市長	生駒市中心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報
5 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報
6 市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務	障害児通所支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123

		号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)又は障害者自立支援給付関係情報
8 市長	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報
9 市長	介護保険法による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。